第七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第四十一条の二第一項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類（障害者等である者の氏名、生年月日及び住所の記載のあるものに限る。）とする。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードで法第十条第五項の規定による告知又は令第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）若しくは第四十七条第二項（非課税貯蓄相続申込書）の規定による提示をする日（以下この項及び次項において「告知等の日」という。）において有効なもの

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項（指定及び通知）に規定する通知カード及び住所等確認書類

三　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で、当該障害者等である者の個人番号の記載のあるもの（告知等の日前六月以内に作成されたものに限る。）及び住所等確認書類で次項第一号に掲げるもの以外のもの

第八条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「又は住所」を「、住所又は個人番号」に改め、同条第二項第一号及び第三項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第八条の三第一号中「及び所在地」を「、所在地及び当該移管先の営業所等に係る同項に規定する金融機関等の個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、名称及び所在地）」に改め、同条第三号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第九条第一項第一号及び第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第十条第二項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第十一条第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第十三条第一項第七号中「第七条第五項又は第六項」を「第七条第六項又は第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十五条の二第一項第一号中「所在地」の下に「並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（令第五十条第一項（金融機関の営業所等の届出及び営業所番号）に規定する金融機関等をいう。次項において同じ。）の個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、名称及び所在地。次項において同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項の届出書を提出した金融機関の営業所等の長は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他参考となるべき事項を記載した届出書を、同項に規定する所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

一　当該金融機関の営業所等の名称又は所在地につき異動が生じたとき　次に掲げる事項

イ　当該異動が生じた旨及びその年月日

ロ　当該異動前の金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の個人番号又は法人番号

ハ　当該異動後の金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の個人番号又は法人番号

二　当該金融機関の営業所等に係る金融機関等に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知されたとき　当該通知があつた旨及びその年月日並びに当該金融機関等のその通知を受けた後の名称、所在地及び個人番号

三　当該金融機関の営業所等の廃止（預貯金の受入れの業務の廃止その他の理由により金融機関の営業所等に該当しないこととなる場合を含む。以下この号において同じ。）をすることとなつたとき　当該廃止をすることとなつた旨及びその年月日並びに当該廃止をすることとなつた金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の個人番号又は法人番号

第十六条第二項第一号中「次条」を「次条第一項」に改める。

第十六条の二第一号中「及び本店」を「、本店」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する申告書を受理した公社債等の利子等の支払をする者（法人番号を有しない者を除く。以下この条において同じ。）は、当該申告書に、当該公社債等の利子等の支払をする者の法人番号を付記するものとする。

第十七条第一項第一号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加え、同条第二項第一号中「氏名」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」を加え、同条第三項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第十九条第一項第一号中「名称及び」を「名称、」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加える。

第二十二条中「及び住所」を「、住所」に、「居所」を「居所。以下この款及び第二款において同じ。」及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この款及び第二款において同じ。）」に改める。

第二十三条第一号、第二十四条第一号、第二十五条第一号、第二十五条の二第一号、第二十七条第一号、第二十九条第一号、第三十一条第一号、第三十二条第二項第一号及び第四項第一号並びに第三十四条第三項第一号中「及び住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「、住所及び個人番号」に改める。

第三十六条の四第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号」を加える。

第三十九条の二第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を加え、同条第二項中「行なわれ難い」を「行われ難い」に改める。

第四十条の二第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所」を「居所）及び個人番号」に改める。

第四十条の四中「添附し」を「添付し」に改め、同条第一号中「名称及び」を「名称、」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号（法人番号を有しないものにあつては、名称及び主たる事務所の所在地）」を加え、同条第五号中「行なう」を「行う」に改める。

第四十五条第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。次条第一号において同じ。）」を加える。

第四十六条第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所」を「居所）及び個人番号」に改める。

第四十七条第一項中「提出する者」の下に「（以下この条において「申告者」という。）」を加え、「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を加え、同条第九号中「場合には、」の下に「同項に規定する事業専従者の氏名及び個人番号並びに」を加え、同条第十七号中「、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除」を削り、同条第十九号を同条第二十一号とし、同条第十八号を同条第二十号とし、同条第十七号の次に次の二号を加える。

十八　控除対象配偶者又は法第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）

十九　控除対象扶養親族の氏名、生年月日、申告者との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び申告者との続柄）

第四十七条の五第一項中「第四十七条第十七号」の下に「から第十九号まで」を加える。

第四十八条第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を加え、同条第四号中「及び第十八号」を「から第二十号まで」に改める。